

自動車分解整備事業
認証取得説明用資料



国土交通省

近畿運輸局

も く じ

はじめに	3
〈1〉 認証について [道路運送車両法第 78 条]	4
(1) 分解整備	4
(2) 自動車分解整備事業の経営	5
(3) 自動車分解整備事業の種類 [道路運送車両法第 77 条]	5
(4) 対象とする自動車の種類	6
(5) 対象とする自動車の事業場の面積	7
(6) 対象とする装置の選択	8
(7) 業務範囲の選択	8
〈2〉 申請について [道路運送車両法第 79 条・第 80 条]	9
〈3〉 申請書面について	10
(1) 認証申請書 (第 1 号様式)	10
(2) 整備主任者選任届 (第 1 号様式)	10
(a) 整備主任者[道路運送車両法第 80 条/道路運送車両法施行規則 57 条]	10
(b) 工具	10
(3) 自動車整備士合格証書等の写し	10
(4) 事業場機器一覧表 (第 2 号様式)	10
(5) 一酸化炭素及び炭化水素測定器に係る技術上の基準に適合していることを証する書面	11
(6) 事業場平面図	11
(7) 申請者が個人の場合、住民票等申請者を特定できる書面	13
(8) 申請者が法人の場合、商業登記簿の謄本	13
(9) 事業場の建築確認、不動産登記簿の謄本等所在を証する書面	13
(10) 道路運送車両法第 80 条第 1 項第 2 号の確認・証明印	14
(11) その他必要な書類	14
〈4〉 申請書の記入例	15
(1) 申請書記入例(第 1 号様式)	15
(2) 申請書記入例(第 2 号様式)	16
(3) 申請書記入例(事業場平面図)	17
(4) 申請書記入例(住居表示確認書)	18
(5) 申請書記入例(承諾書)	19
(6) 申請書記入例(誓約書)	20
〈5〉 添付書類(サンプル)	21
(1) 第 1 号様式	21
(2) 第 2 号様式	23
(3) 事業場平面図	24
(4) 工具名簿	25
(5) 住居表示確認書	26
(6) 承諾書	27
(7) 誓約書	28
(8) チェックシート	29
〈6〉 掲げるもの	30
(1) 認証書	30
(2) 認証標識	31
〈7〉 自動車分解整備事業者の遵守事項等について [道路運送車両法第 90 条/第 91 条の 3]	32
〈8〉 参考	33
(1) 2 級整備士になるには	33
(2) 自動車分解整備事業に関する手続き一覧表	34
(3) 工具の参考図	35
(4) 管内運輸支局の問い合わせ先	41

はじめに

認証を取得する際には以下の項目が重要になります。

1. 対象自動車

普通車・小型車・軽自動車・二輪車のうち
どのような種類の自動車の、どのような装置を分解整備したいかにより、作業
面積等が変わります。

2. 整備主任者

二級自動車整備士以上の資格が必要になります。

3. 工員

最低、整備主任者を含めて2名必要です。
雇用形態について疑問がある場合は、各支局等窓口にお問い合わせください。

4. 排ガステスターについて

排気ガステスターは、排気ガス中の一酸化炭素(CO)及び炭化水素(HC)を測
定する器具で「CO・HC 測定器」、「CO・HC テスター」とも言う。
なお、原動機脱着作業等の整備を伴わない場合は、排ガステスターは必要あり
ません。

5. 認証の追加

認証取得後の項目は条件が整えば対象とする自動車の種類又は、対象装置
を追加することもできます。

6. 自動車整備振興会(加入は任意)

認証取得には、直接申請と振興会経由申請(振興会加入する場合)二種類の
方法があります。

振興会経由のメリットは、認証取得がスムーズに行えます。加入した場合は
OBD の使い方、ハイブリッド車などの新技術搭載車両の整備相談や、法令、基
準の改正通知などが受けられます。今後のことも考え、一度、相談されることを
お勧めします。

〈1〉 認証について [道路運送車両法第78条]

- ・自動車分解整備⁽¹⁾事業を経営⁽²⁾しようとする者は、自動車分解整備事業の種類⁽³⁾及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。
- ・自動車分解整備事業の認証は、対象とする自動車の種類⁽⁴⁾を指定し、かつ、対象とする装置⁽⁵⁾、その他業務の範囲⁽⁶⁾を限定して行うことができる。

☆ 認証を受けずに自動車分解整備事業を経営した場合、また、限定された業務の範囲を超えて作業した場合、道路運送車両法第109条の規定により50万円以下の罰金が科せられます。

(1) 分解整備

自動車の分解整備とは、次の①～⑦のいずれか、または複数の項目に該当するものをいいます。(検査対象外の軽自動車(250cc以下のバイク等)、小型特殊自動車の整備を除きます。)

[道路運送車両法施行規則第3条]

- ① 原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造
- ② 動力伝達装置のクラッチ(小型二輪のクラッチを除く)、トランスミッション、プロペラシャフト又はディファレンシャルを取り外して行う自動車の整備又は改造
- ③ 走行装置のフロントアクスル、前輪独立懸架装置(ストラットを除く)、又はリアアクスルシャフトを取り外して行う自動車(小型二輪を除く)の整備又は改造
- ④ かじ取り装置のギヤボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備又は改造
- ⑤ 制動装置のマスタシリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキチャンバ、ブレーキドラム(小型二輪のブレーキドラムを除く)、もしくはディスクブレーキのキャリパを取り外し、又は小型二輪のブレーキライニングを交換するためにブレーキシューを取り外して行う自動車の整備又は改造
- ⑥ 緩衝装置のシャシばね(コイルばね及びトーションバースプリングを除く)を取り外して行う自動車の整備又は改造

- ⑦ けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置(トレーラヒッチ及びボールカップラを除く)を取り外して行う自動車の整備又は改造

(参考)

「取り外し」とは、作業の過程において、自動車を保安基準に適合しない状態にする行為も含まれています。

「整備又は改造」とは、自動車について何らかの変化を生じさせる作業全般をいいます。特に、整備とは給油／調整／部品交換／修理、その他自動車の構造又は装置の機能を正常に保つ又は正常に戻すための作業(行為)をいいます。

(2) 自動車分解整備事業の経営

有償・無償にかかわらず、自動車の分解整備を継続的・反復的に行うこと、また計画的に事業を遂行することを指します。いわゆる運送事業者の自家工場での整備も該当します。

基本的に、個人が趣味のために自分の使用する自動車を分解整備する場合以外に、分解整備を行う場合は全て認証が必要になります。

(3) 自動車分解整備事業の種類 [道路運送車両法第 77 条]

自動車分解整備事業の種類は、次の 3 種類です。

- i) 普通自動車分解整備事業 … (対象) 普通／小型四輪／大型特殊自動車
- ii) 小型自動車分解整備事業 … (対象) 小型／検査対象軽自動車
- iii) 軽自動車分解整備事業 … (対象) 検査対象軽自動車

(4) 対象とする自動車の種類

認証は、対象とする自動車の種類により、下表の 16 種類に区分けされ、分類文字が付されます。なお、専門認証の場合は、分類文字は付されません。

分類文字／ 対象自動車	イ	ロ	ハ	ワ	ニ	ホ	ヘ	カ	ト	チ	ヨ	リ	ヌ	ル	タ	オ	
大型特殊	○	○			○	○						○	○				
普通(大型) 車両総重量 8t 以上 or 最大積載量 5t 以上 or 定員 30 人以上	○				○							○					
普通(中型) 最大積載量 2t 超 or 定員 11 人以上 [普通(大型)以外]	○	○			○	○						○	○				
普通(小型) 貨物・特種 [普通(大・中型)以外]	○	○	○		○	○	○					○	○	○			
普通(乗用) 3 ナンバー	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○		
小型四輪 4,5,7 ナンバー	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		
小型三輪	○	○	○	○					○								
小型二輪	○	○	○	○					○	○	○						
軽	○	○	○	○					○	○		○	○	○	○	○	
認証の種類 (自動車分解整備 事業の種類)	普通 小型	普通 小型	普通 小型	普通 小型	普通	普通	普通	普通	普通	小型	小型	小型	普通 軽	普通 軽	普通 軽	普通 軽	軽

[例]

普通(乗用)、小型四輪、小型二輪、軽自動車を対象とするときは、「ワ」となります。

(5) 対象とする自動車の事業場の面積

事業の種類	分解整備の種類		屋内作業場の規模の基準					車両置場の規模の基準	
	対象とする自動車の種類	対象とする装置の種類	車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場		間口	奥行
			間口	奥行		間口	奥行		
普通自動車分解整備事業	普通(大型) イ・ニ・リ	原動機	5m 以上	13m 以上	12m ² 以上	5m 以上	13m 以上	3.5m 以上	11m 以上
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	5m 以上	12m 以上	7m ² 以上	5m 以上	12m 以上		
		連結装置	3.5m 以上	12.5m 以上	7m ² 以上	3.5m 以上	12.5m 以上		
		原動機	5m 以上	10m 以上	12m ² 以上	5m 以上	10m 以上		
	大型特殊 または 普通(中型) ロ・ホ・ヌ	動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	5m 以上	9m 以上	7m ² 以上	5m 以上	9m 以上	3.5m 以上	8m 以上
		連結装置	3.5m 以上	9.5m 以上	7m ² 以上	3.5m 以上	9.5m 以上		
		原動機	4.5m 以上	8m 以上	10m ² 以上	4.5m 以上	8m 以上		
	普通(小型) ハ・ヘ・ル	動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	4.5m 以上	7m 以上	6m ² 以上	4.5m 以上	7m 以上	3m 以上	6m 以上
		連結装置	3m 以上	7.5m 以上	6m ² 以上	3m 以上	7.5m 以上		
		原動機	4m 以上	8m 以上	8m ² 以上	4m 以上	8m 以上		
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	4m 以上	6m 以上	5m ² 以上	4m 以上	6m 以上		
	普通(乗用) ワ・カ・タ	連結装置	2.8m 以上	6.5m 以上	5m ² 以上	2.8m 以上	6.5m 以上	3m 以上	5.5m 以上
原動機		4m 以上	8m 以上	8m ² 以上	4m 以上	8m 以上			
小型自動車分解整備事業	小型四輪 または 小型三輪 ト	動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	4m 以上	6m 以上	5m ² 以上	4m 以上	6m 以上	3m 以上	5.5m 以上
		連結装置	2.8m 以上	6.5m 以上	5m ² 以上	2.8m 以上	6.5m 以上		
		原動機	3m 以上	3.5m 以上	4m ² 以上	3m 以上	3.5m 以上		
	小型二輪 チ・ヨ	動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置 連結装置	3m 以上	3.5m 以上	4m ² 以上	3m 以上	3.5m 以上	2m 以上	2.5m 以上
軽自動車分解整備事業	軽自動車 オ	原動機	3.5m 以上	5m 以上	6.5m ² 以上	3.5m 以上	5m 以上	2.5m 以上	3.5m 以上
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	3.5m 以上	4.4m 以上	4.5m ² 以上	3.5m 以上	4.4m 以上		
		連結装置	2.5m 以上	4.7m 以上	4.5m ² 以上	2.5m 以上	4.7m 以上		
		原動機	3.5m 以上	5m 以上	6.5m ² 以上	3.5m 以上	5m 以上		

(備考)

2 以上の種類の分解整備事業を行う事業場の屋内作業場及び車両置場の規模は、該当する分解整備の種類ごとに定められている基準の全てに適合するものでなければならない。

(6) 対象とする装置の選択

これまでは、分解整備の対象である 7 つの装置(原動機・動力伝達装置・走行装置・操縦装置・制動装置・緩衝装置・連結装置)全ての整備を行うことを前提としていましたが、用品販売店・タイヤショップ・ガソリンスタンドなどに整備工場を併設し、自動車整備サービスを一層向上させることを目指して、この 7 つのうち特定の装置を専門的に整備すること(専門認証)が可能となりました。

専門認証を受けようとする方は、対象とする自動車の整備作業に必要な認証を取得してください。なお、対象とする自動車の種類及び装置を超える整備作業はできません。

[例] 動力伝達装置の専門認証を受け、クラッチ板を交換する場合において、車種によっては原動機の取り外しが必要になります。→ この場合、原動機の専門認証も受けておく必要があります。

(7) 業務範囲の選択

業務の範囲について、

- ① 軽油を燃料とする原動機を除く
- ② ガソリン又は液化石油ガス(LPG)を燃料とする原動機を除く
- ③ カタピラ付きの大型特殊自動車に限る

のいずれかの場合に限定して整備を行うことができます。

〈2〉 申請について [道路運送車両法第 79 条・第 80 条]

自動車分解整備事業の認証を受けようとされる方は、下記の書類を提出してください。

- (1) 認証申請書（第 1 号様式）
- (2) 整備主任者選任届（第 1 号様式）
- (3) 自動車整備士合格証書等の写し
- (4) 事業場機器一覧表（第 2 号様式）
- (5) 一酸化炭素及び炭化水素測定器に係る技術上の基準に適合していることを証する書面 [CO・HC テスターが必要な事業場に限り]]
- (6) 事業場平面図
- (7) 申請者が個人の場合、住民票等申請者を特定できる書面
- (8) 申請者が法人の場合、商業登記簿謄本等申請者及び役員を特定できる書面
- (9) 事業場の建築確認、不動産登記簿の謄本等所在を証する書面（住居表示確認書・誓約書を含む）
- (10) 道路運送車両法第 80 条第 1 項第 2 号の確認・証明印 [(1)の裏面に記載欄があります]
- (11) その他必要な書類[その他必要と判断される場合、提出していただく必要があります]

（その他必要とする書類の例）

- ・ 従業員名簿
- ・ 事業場の写真
- ・ 事業場(整備工場)の住居表示番号についての確認書
- ・ 賃貸借契約書・使用承諾書等
- ・ 誓約書

☆ (1)の第 1 号様式／(4)の第 2 号様式／(6)の事業場平面図に関しては専用の用紙をお渡しします。

○ 提出されました申請書類につきましては、返却しませんので、必要な場合は提出前に必ずコピーをとっておいてください。

〈3〉 申請書面について

(1) 認証申請書 (第1号様式)

(2) 整備主任者選任届 (第1号様式)

(a) 整備主任者[道路運送車両法第80条／道路運送車両法施行規則57条]

事業場ごとに整備主任者を1人以上選任する必要があります。整備主任者は、分解整備に関わる部分を保安基準に適合させるようにしなければならない義務を遂行し、分解整備記録簿の記載に関する事項を統括管理するために選任されます。

整備主任者は、分解整備後の出来栄の確認業務、分解整備の作業管理に関する業務、保安基準適合性の確認業務、分解整備記録簿の記載及び保存に関する業務があります。

整備主任者は、1級または2級の自動車整備士のみ、選任することができます。(3級の自動車整備士は選任できません。) また、他の事業場で既に整備主任者として選任されている人を新たに選任することはできません。

(b) 工員

(実際に整備に携わる方を指し、事務や営業担当の方は含みません)

認証基準として、工員は1級または2級の自動車整備士(原動機が対象である場合は、2級自動車シャシ整備士を除く)1人以上とその他の工員1人以上の合計2人以上が必要です。

また、整備士保有率が定められており、整備士(1級／2級／3級)の数が全従業員数の1/4以上でなければなりません。工員が多い場合は注意が必要です。

[例] 全工員が5人の場合、整備士の数は $5人 \times (1/4) = 1.25人 \rightarrow 2人$ (小数点以下は切り上げ)以上必要となります。

(3) 自動車整備士合格証書等の写し

(4) 事業場機器一覧表 (第2号様式)

第2号様式に記載されている機器が必要となります。ただし、対象とする自動車の種類、整備する装置の種類によって除かれる機器があります。(第2号様式で○のついた装置を整備する場合は、当該機器が必要となります。)

☆ 第2号様式の記入例及び各機器の概要については、参考資料をご覧ください。

.....

**(5) 一酸化炭素及び炭化水素測定器に係る技術上の基準に適合していることを証する書面
(コピーも可)**

CO・HC テスターが技術上の基準に適合していることを証する書面として、自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面が必要。

この書類は、ガソリン・液化石油ガス(LPG)を燃料とする原動機を搭載した自動車の点検を行わない場合や原動機を扱わない場合は不要です。

.....

(6) 事業場平面図

平面図には次の事項を記入してください。また、付近の見取り図も併せて記載してください。

(記入例は参考資料を参照してください。)

- ① 車両整備作業場の間口・奥行・面積・天井高さ・床面の状況
- ② 点検作業場の間口・奥行・面積・天井高さ・床面の状況
- ③ 部品整備作業場の面積
- ④ 車両置場の間口・奥行
- ⑤ 作業場等平面図 (作業場等名、レイアウト、寸法、縮尺、方位他を記載)

○ 事業場の基準 [道路運送車両法施行規則第 57 条]

- (1) 事業場は、常時分解整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、かつ 7 ページの表に掲げる規模の屋内作業場及び車両置場を有するものであること。(作業場・車両置場は同一敷地内にある必要があります。)
 - (2) 屋内作業場のうち、車両整備作業場及び点検作業場の天井の高さは、対象とする自動車について分解整備又は点検をするのに十分であること。
 - (3) 屋内作業場の床面は、平滑に舗装されていること。(車両置場は舗装されていなくても良い)
- ☆ 作業場等の間口・奥行・面積は、対象とする自動車の種類／内容によって決まります。
- ☆ 部品整備作業場は合計の面積が基準以上必要です。なお個々の寸法は 1m 以上が望ましいとされています。
- ☆ 屋内作業場の高さが対象自動車より低い場合には、作業できないものと判断します。

○ 水質汚濁防止について

1. 環境公害の 1 つである水質汚濁については、「水質汚濁防止法」、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」、「下水道法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」等の法律により、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液について各府県が排出基準を定め規制を行っています。
2. 自動車分解整備事業場における整備等のための下回り洗浄や洗車のために使用される水量は乗用車で概ね 400 ㍻位と推定されます。この排出水中には、油脂類及び泥土が多く含まれています。これが直接、外部の河川や公共下水道等に流出することは多大な悪影響を及ぼすことが予想されます。この水質汚濁の防止方法としては、油水分離槽(4 槽程度のもの)の設置が最も効果的です。

○ その他、公害防止等について

自動車の路上放置、VOC(揮発性有機化合物(Volatile Organic Compounds))、騒音、振動、排水、廃油、自動車洗浄中における水の飛散、排気ガス等の自動車整備に関わる公害問題に対する地域住民の意識は高く、また自動車分解整備事業がサービス業であることから、このような問題を起こすことは事業に損失を伴うことにもなりかねませんので、整備に伴う公害が出ないように事業者の方は十分に注意してください。

公害関係法規の体系は、環境基本法に基づいて定められた環境基準とその基準達成のために、大気汚染防止法・騒音防止法・水質汚濁防止法並びに悪臭防止法が実施法として制定されています。地方公共団体においては、その地域の自然・社会に応じた公害防止条例等が定められています。スチームクリーナー・圧縮機等を使用する場合、関係する法令及び条例を遵守してください。なお、これらの届出業務の窓口は市区町村の役場です。

昇降装置(エレベータ etc)を使用し、作業場を 2 階に設ける場合には、労働基準法の関係から、労働基準局の確認が必要となります。

エア・コンプレッサーについては、出力合計により住居地域内や準住居地域内では使用できなかったり、定格出力によっては各地域の条例等により届け出が必要な場合がありますので各市区町村に確認しておいてください。

-
- (7) 申請者が個人の場合、住民票等申請者を特定できる書面
 - (8) 申請者が法人の場合、商業登記簿の謄本

申請者が個人の場合、住民票または印鑑証明書を提出していただく必要があります。また、申請者が法人の場合、商業登記簿の謄本が必要になります。

いずれも、発行後3か月以内の本通が必要となります。

.....

- (9) 事業場の建築確認、不動産登記簿の謄本等所在を証する書面
(住居表示確認書・誓約書を含む)

①□ 事業場の所在地確認について

土地又は建物の登記簿謄本もしくは、建築物の確認済証(写し)を提出していただく必要があります。

また、事業場が借地の場合は承諾書を提出してください。また賃貸借契約書(写し)も提出していただきますので持参してください。

なお、登記簿謄本記載の土地・建物の地番と所在地の住居表示番号が同一でない場合は住居表示確認書を提出してください。

- 登記簿謄本につきましては法務局にお問い合わせください。

② 所在地の用途区分について

所在地の用途区分によっては、申請できない場合があります。
申請前に、所在地において自動車修理工場として使用できるかどうかを市区町村で確認しておいてください。

自動車修理工場として使用する場合には、次ページのとおり用途地域により建築物の用途制限があり、×の場合、自動車修理工場として使用できません。また市街化調整区域でも整備工場を建設することはできません。

市区町村から用途地域に関して承認が得られたときは、承認者の担当・氏名等を聞いておくか確認書等をもって下さい。

用途地域	建築物 自動車修理工場	用途地域	建築物 自動車修理工場
第一種低層住居専用地域	×	準住居地域	床面積 150 m ² 以下 ○
第二種低層住居専用地域	×	近隣商業地域	床面積 300 m ² 以下 ○
第一種中高層住居専用地域	×	商業地域	床面積 300 m ² 以下 ○
第二種中高層住居専用地域	×	準工業地域	○
第一種住居地域	床面積 50 m ² 以下 ○	工業地域	○
第二種住居地域	床面積 50 m ² 以下 ○	工業専用地域	○

表中の「床面積**m²以下」は、一般には車両整備作業場と点検作業場の合計面積を指します。なお、市区町村によっては工場内作業場全体を指すこともありますので詳しくは、市区町村でご確認ください。

床面積が規定されている用途地域(第一種住居地域／第二種住居地域／準住居地域／近隣商業地域／商業地域)に事業場がある場合は、誓約書も併せて提出してください。

申請に際し、車両法以外の他の法令（例えば、農地法・都市計画法・建築基準法・水質汚濁防止法・騒音規制及び振動規制法）の規制を受けます。用途地域と同様に、府県又は市区町村等の役所窓口で必ずご確認ください。

(10) 道路運送車両法第 80 条第 1 項第 2 号の確認・証明印

[(1)の裏面に記載欄があります]

申請者は次に掲げるものに該当しないこと。

- ① 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ② 認証の取り消しを受け、その取り消しの日から2年を経過しない者。
- ③ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が①又は②のいずれかに該当するもの。
- ④ 法人であつて、その役員のうち①、②又は③のいずれかに該当する者があつるもの。

(11) その他必要な書類

[その他必要と判断される場合、提出していただく必要があります]

(その他必要とする書類の例)

- ・ 従業員名簿
- ・ 事業場の写真
- ・ 事業場(整備工場)の住居表示番号についての確認書
- ・ 賃貸借契約書・使用承諾書等
- ・ 誓約書

〈4〉 申請書の記入例

(1) 申請書記入例 (第1号様式)

〈おもて・記入例〉

イ・ロ etc 分類文字を記入します。専門認証の場合は、「専」と記入します。

日付等の記入は不要です。

申請日を記入します。

申請者が法人の場合は、役員を記入してください

実印

第1号様式

分類文字 八

認証の種類	普小軽	認証年月日	昭和 年 月 日	認定番号	大陸 整認大 第 号
認証の種類	普小軽	認証年月日	平成 年 月 日	認定番号	大陸 整認大 第 号

自動車分解整備事業者認証申請書 (変更届)
整備主任者選任届 (変更届)

平成 年 月 日

近畿運輸局長 殿
大阪運輸支局長 殿

申請・届出者の氏名又は名称

住民票・印鑑証明書等の氏名もしくは法人の名称を記入して下さい

住民票・印鑑証明書等の住所を記載通りに記入して下さい

希望される名称等を記入して下さい

住居表示確認書記載の住所を記入して下さい

① 事業者(申請者)の氏名又は名称	住民票・印鑑証明書等の氏名もしくは法人の名称を記入して下さい
② 事業者(申請者)の住所	住民票・印鑑証明書等の住所を記載通りに記入して下さい
③ 事業場(工場)の名称	希望される名称等を記入して下さい
④ 事業場(工場)の所在地	住居表示確認書記載の住所を記入して下さい

認定	自動車分解整備事業の種類	普通・小型・軽	自動車分解整備事業
限定を受ける業務範囲	分解整備対象自動車の種類	大特・普通(大型)・普通(中型)・普通(小型)・普通(乗用)・小四・小三・小二・軽	
特定部品	分解整備対象自動車の種類	普通・小型・軽	自動車分解整備事業
専門認証	対象とする装置の種類	大特・普通(大型)・普通(中型)・普通(小型)・普通(乗用)・小四・小三・小二・軽	
限定を受ける業務範囲	装置の種類	排気機・動力伝達装置・走行装置・操縦装置・制動装置・緩衝装置・連結装置	に限る
	限定を受ける業務範囲	ガソリン又は液化石油ガス・軽油	を燃料とする原動機を除く・カタピラ付大特車に限る

⑤ 役員	氏名	役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
代表取締役	大阪 太郎								
取締役	大阪 次郎								
監査役	近畿 太郎								

〈うら・記入例〉

事業場の間口・奥行と面積を記入してください

実印

印鑑証明書の名前または法人名を記入してください

↑ 2級整備士以上の人を整備主任者に選任し記入します。

工員の人数を書いてください。

⑥ 事業場設備 (小数量1位まで)	認定	特定部品専門認証	選任番号	氏名	生年月日	選任年月日	選任資格
屋内外点検作業場	間口 4.5 m		1	大阪 太郎	S48.1.1	記入しない	近畿二か所12345号
奥行	8.0 m						
面積	36.0 m ²						
高さ	6.0 m						
屋内部品整備作業場	間口 4.5 m						
奥行	8.0 m						
面積	36.0 m ²						
高さ	6.0 m						
車両置場	間口 3.0 m						
奥行	6.0 m						

現在の工員数					
作業別	1 自動車整備士	2 軽自動車整備士	3 軽自動車整備士	その他	計
自動車工	どちらか1人以上				2人以上

1. 提出し等の必要な字句は消して下さい。 2. ①～③の事項に変更があったときは、期日内に提出して下さい。 3. 法人にあっては、全役員の名前及び氏名を記載して下さい。 4. 事業場設備については、認定、特定部品専門認証ごとに、それぞれの作業場の面積等を記載して下さい。 5. 整備主任者の選任番号は、事業場の選任番号とし、氏名の改変は、旧氏名を括弧書きで付記し、選任資格は、整備士番号(例、大二か1234)等を記載して下さい。 6. ※印鑑は記載等しないで下さい。 7. 認定申請については、氏名を記載し、押印することによって、署名することができます。 8. 変更(選任)届については、氏名を記載し、押印することによって、署名することができます。 9. 申請者(役員)の権限及び証明並びに事業譲渡については、氏名を記載し、押印することによって、署名することができます。

(2) 申請書記入例 (第2号様式)

第2号様式 <記入例>

事業場機器一覧表

事業場名 ○○オートサービス

機械計器工具	数量	品質・形状・機能(数量が2以上の場合は、最大性能のものを記入)	装置の種類						備考	機械計器工具	数量	品質・形状・機能(数量が2以上の場合は、最大性能のものを記入)	装置の種類						備考
			原動機	動力伝達	走行	操縦	制御	緩衝					連動	原動機	動力伝達	走行	操縦	制御	
※ プレス	1	能力 15トン	○	○	○	○	○	○		シックネスゲージ	1	0.04~1.0mm 11枚組	○	○	○	○	○	○	
エア・コンプレッサ	1	動力 2.2kW 空気圧 8.4kg/cm ² タンク容量 105ℓ	○	○	○	○	○	○		ダイヤルゲージ	1	ゲージストローク 10mm 指針1回転 5mm 1目盛 0.1mm	○	○	○	○	○		
※ チェーン・ブロック	1	つり上げ能力 1トン	○					○		◎△ トーインゲージ	1	スタンド式			○	○			
※ ジャッキ	1	押し上げ能力 3トン	○	○	○	○	○			キャンバキヤスタゲージ	1	マグネット式			○	○		○	
バイス	1	口金の巾 150mm	○	○	○	○	○			ターニンググラジアスゲージ	1	0~45°			○	○		○	
充電器	1	直流出力 10~50A	○							△ タイヤゲージ	2	0~600kPa			○				
ノギス	3	最大測定値 200mm	○	○	○	○	○	○		※ 検車装置	1	2柱リフト	○	○	○	○	○	○	
トルクレンチ	2	1000cm・kg	○	○	○	○	○	○		×□ 一酸化炭素測定器	1	型式認定番号 JATA-CO-HC-1 銘柄・型式 IUREX-5000	○						製造番号 12345
サーキット・テスタ	1	DC 1200V AC 1200V 500kΩ	○	○	○	○	○	○		×□ 炭化水素測定器	1	型式認定番号 JATA-CO-HC-1 銘柄・型式 IUREX-5000	○						製造番号 12345
比重計	1	スポイト式	○							※ ホイールプーラ	1	万能型			○	○			
□ コンプレッションゲージ	2	G 25kg/cm ² D 70kg/cm ²	○							※ ベアリングレースプーラ	1	万能型		○	○		○		
ハンディ・バキューム・ポンプ	1	0~760mmHg	○	○		○	○			グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータ	1	容量 200cc	○	○	○	○	○	○	
エンジン・タコ・テスタ	1	0~7500rpm	○	○		○				部品洗浄槽	1	縦 800mm 横 550mm 深さ 250mm	○	○	○	○	○	○	
×□ タイミング・ライト	1	筒型 12V	○																

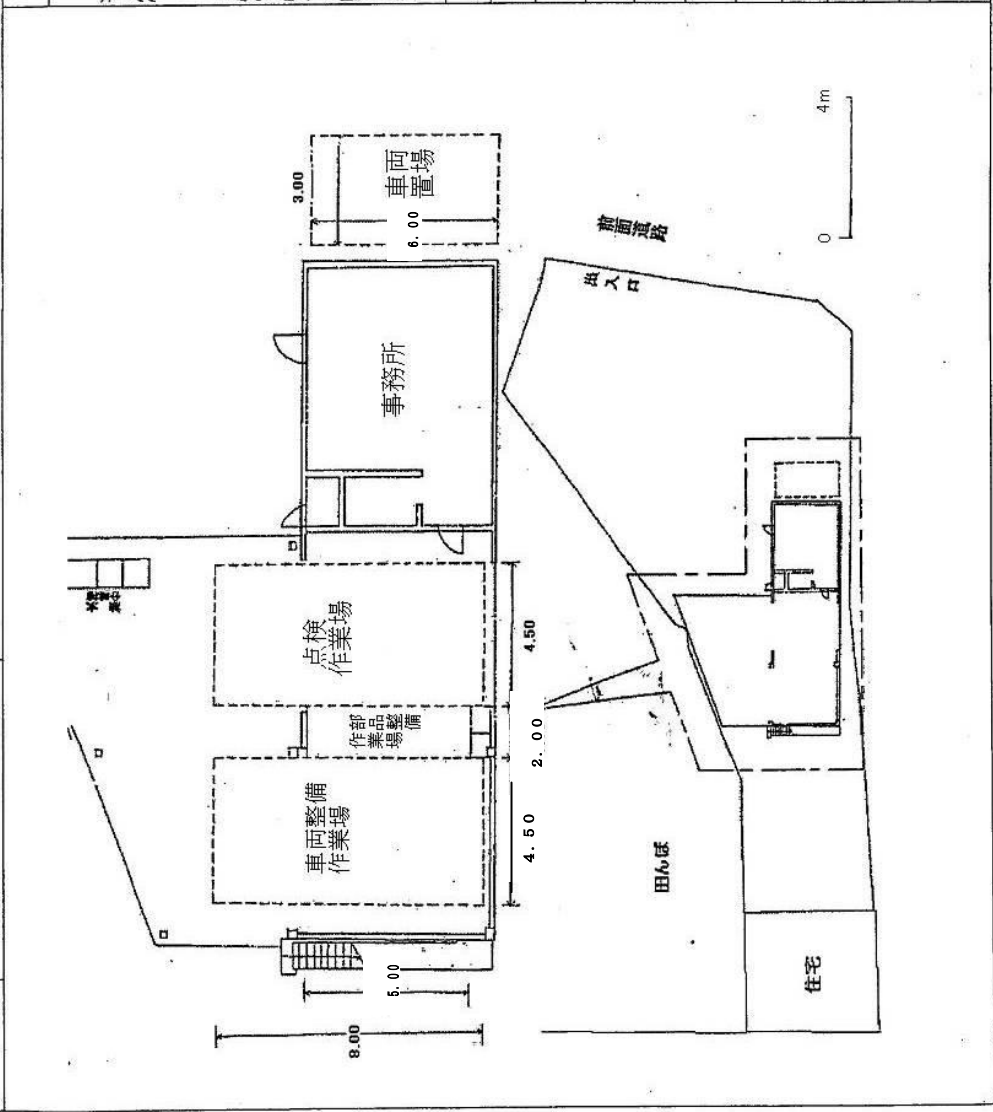
品質・形状・機能欄にも必ず記入してください

- (注) ※ 二輪自動車に不要
 ◎ 二輪自動車及び小型三輪自動車に不要
 × ガソリン、LPGを燃料とする原動機を搭載した自動車の点検を行わない事業場にあつては不要
 △ カタピラを有する大型特殊自動車に不要 (日本工業規格A列3番)
 □ 内燃機関の点検を行わない事業場にあつては不要

(3) 申請書記入例 (事業場平面図)

工場平面図

工場名 ○○オートサービス



付近見取り図

作業場面積

作業場別	平滑 ○印	算出方法	面積
車両整備作業場	○	4.50 × 8.00	36 m ²
点検整備作業場	○	4.50 × 8.00	36 m ²
部品整備作業場	○	2.00 × 5.00	10 m ²
車両庫場		3.00 × 6.00	18 m ²
その他			

作業場高さ

車両整備作業場	6.00 m
点検整備作業場	6.00 m

確認年月日

確認者印

.....

(4) 申請書記入例（住居表示確認書）

<記入例>

↓ 実印 ↓

印

↓ 申請日を記入すること ↓

平成 年 月 日

近畿運輸局長 殿

事業者の住所

↓ 事業者の住所を記入 ↓

寝屋川市高宮栄町 12-1

事業者氏名又は名称

〇〇モータース

印

←実印

住居表示確認書

今般、自動車分解整備事業者認証申請にあたり、下記の土地・建物の地番と、
住居表示番号について、同一であることを確認致します。

↓ 登記簿謄本のとおり記入 ↓

土地の地番 寝屋川市高宮栄町 1234 番の 5

↓ 登記簿謄本のとおり記入 ↓

建物の地番 寝屋川市高宮栄町 1234 番の 5

↓ 事業場の住所(郵便物の届く住所)を記入 ↓

住居表示番号 寝屋川市高宮栄町 12-1

.....

(5) 申請書記入例 (承諾書)

<記入例>

☆あくまでも記入例です。この様式で良ければ使用してください。

承 諾 書

書いてもらった日付を記入 ↓

平成 年 月 日

私所有の土地(申請地)において、申請者が自動車分解整備事業を行うことを承諾します。

↓ 事業場の住所(郵便物の届く住所)を記入 ↓

申請地 : 寝屋川市高宮栄町 12-1
(所在地)

↓ 借りている側(事業者)の住所、氏名を記入 ↓

申請者 : 寝屋川市高宮栄町 12-1 大阪 太郎
(住所及び名称)

㊞

←実印

↓ 貸している側(家主)の住所、氏名を記入 ↓

土地所有者 : 寝屋川市高宮栄町 1-1 寝屋川 一郎
(住所及び名称)

㊞

←実印

.....

(6) 申請書記入例（誓約書）

<記入例>

☆あくまでも記入例です。この様式で良ければ使用してください。

近畿運輸局長 殿

↓申請日を記入すること↓

平成 年 月 日

↓ 事業者の住所を記入 ↓

申請者住所 寝屋川市高宮栄町 12-1

事業場名 〇〇モータース

代表者 大阪 太郎 ⑩ ←実印

誓 約 書

↓ 事業場の住所を記入 ↓

今般、貴局に自動車分解整備事業の新規認証を 寝屋川市高宮栄町 12-1
(事業場所在地)

に申請するにあたり、事業場の用途地域が 第一種住居地域
(用途区分)

に当たります。

事業場の
用途区分
を記入

仮に、近隣住民等からの苦情、トラブルが発生した場合は、当方で責任をもって解決
することはもちろん貴局には一切御迷惑をおかけしないことを誓約致します。

なお、当方で解決できない場合には、速やかに認証を返上致しますので、このたび
の認証申請につきまして、貴局の寛大なるご高配賜りますようお願い申し上げます。

〈5〉 添付書類（サンプル）
 (1) 第1号様式
 (おもて)



第1号様式 分類 文字	→	昭和 平成	年月日	昭和 平成	年月日	大陸 近運	第	号
	認証の種類	普小軽	認証年月日	認証年月日	認証番号			
		認証の種類	普小軽	認証年月日	認証年月日			
自動車分解整備事業者認定申請書(変更届) 整備主任者選任届(変更届)								
近畿運輸支局長 神戸運輸管理部長			平成 年 月 日			申請・届出者の 氏名又は名称 印		
① 事業者(申請者)の氏名又は名称								
② 事業者(申請者)の住所								
③ 事業場(工場)の名称								
④ 事業場(工場)の所在地								
認証	自動車分解整備事業の種類	普通・小型・軽	自動車分解整備事業					
	分解整備対象自動車の種類	大特・普通(大型)・普通(中型)・普通(小型)	普通(乗用)・小四・小三・小二・軽					
特定部品 専門認証	限定を受ける業務範囲	ガソリン又は液化石油ガス・軽油	を燃料とする原動機を除く・カタピラ付大特車に限る					
	自動車分解整備事業の種類	普通・小型・軽	自動車分解整備事業					
対象とする装置の種類	大特・普通(大型)・普通(中型)・普通(小型)	普通(乗用)・小四・小三・小二・軽						
	原動機・動力伝達装置・走行装置・操縦装置・制動装置・緩衝装置・連結装置	に限る						
限定を受ける業務範囲	ガソリン又は液化石油ガス	を燃料とする原動機を除く・カタピラ付大特車に限る						
⑤ 法人役員	役職	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
		役職	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名

⑧ 申請者並びに役員は、道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを宣言いたします。
申請者又は申請代表者氏名

Ⓡ

指定自動車整備事業

大指第 _____ 号

※ 事業場所在地の変更届（行政区画の変更以外）

年 月 日

※ 変更届年月日

年 月 日

⑨

事業者名 _____ Ⓡ

事業者の住所 _____

事業場の名称 _____

事業場の所在地 _____

認証番号 _____

上記自動車分解整備事業を譲渡します。

備考

⑥ 事業場設備（小数点第1位まで）

間口	奥行	面積	高さ
屋内車両整備作業場			
間口	奥行	面積	高さ
屋内部品整備作業場			
間口	奥行		
車両置場			
間口	奥行		

認定

特定品

専門認証

⑦ 事業場整備主任者

選任番号	氏名	生年月日	選任年月日	選任資格
現在の行員数				
作業別	1 級 自動車 整備士	2 級 自動車 整備士	3 級 自動車 整備士	その他
自動車工				
				計

記載要領 1. 引出し等の不用意な字句は消してください。 2. ①～⑦の事項に変更があったときは、期日内に提出してください。 3. 法人にあっては、全役員の名簿及び氏名を記載してください。
4. 事業場設備については、認証、特定部品専門認証ごとに、それぞれの作業場の面積等を記載してください。 5. 整備主任者の選任番号は、氏名の改変は、旧氏名を括弧書きで付記し、選任資格は、整備士番号（例、大2か、1234）等を記載してください。 6. ※印欄は記載等しいで代えてください。 7. 認定申請については、氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することになります。 8. 変更（選任）届については、氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することになります。 9. 申請者（役員）の承認及び証明については、氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することになります。 10. ⑩の事業譲渡については実印を押印してください。

(2) 第2号様式

第2号様式

事業場機器一覧表

事業場名

機械計器 工具	数量	品質・形状・機能 (数量が2以上 の場合は、 最大性能の ものを記入)	装置の種類					備考	機械計器 工具	数量	品質・形状・機能 (数量が2以上 の場合は、 最大性能の ものを記入)	装置の種類					備考	
			原 動 機	力 伝 達	走 行	操 縦	制 動					緩 衝	連 結	原 動 機	力 伝 達	走 行		操 縦
※ プレス		能力 トン	○	○	○	○	○	○	シックネ ス・ゲー ジ		～ mm 枚組	○	○	○	○	○	○	
エア・コン プレッ サー		動力 kW 空気圧 kg/cm ² タンク容量 ℓ	○	○	○	○	○	○	ダイヤ ル・ゲー ジ		ゲージストローク mm 指針1回転 mm 1目盛 mm	○	○	○	○	○	○	
※ チェーン・ ブロック		つり上げ能力 トン	○					○	◎△ トーイン ・ゲー ジ				○	○		○		
※ ジャッキ		押し上げ能力 トン	○	○	○	○	○	○	◎△ キャンバ ・キャスタ ・ゲー ジ				○	○		○		
バイス		口金の巾 mm	○	○	○	○	○	○	◎△ ターニング ・ラジラス ・ゲー ジ		～ °		○	○		○		
充電器			○						△ タイヤ ・ゲー ジ		～ kPa		○					
ノギス		最大測定値 mm	○	○	○	○	○	○	※ 検車装置			○	○	○	○	○		
トルク・ レンチ		cm・kg	○	○	○	○	○	○	×□ 一酸化炭 素測定器	型式認定番号 銘柄・型式		○					製造番号	
サーキット ・テスタ		DC V AC V kΩ	○	○	○	○	○	○	×□ 炭化水素 測定器	型式認定番号 銘柄・型式		○					製造番号	
比重計			○						※ ホイール ・プー ラ				○		○			
□ コンプレッ ション・ゲー ジ		G kg/cm ² D kg/cm ²	○						※ ベアリング ・レース ・プー ラ				○	○		○		
ハンディ ・バキュー ム・ポンプ		～ mmHg	○	○		○	○		グリス・ガン 又はジャシ ル ・プリケ ータ	容量 cc	○	○	○	○	○	○		
エンジ ン・タコ ・テスタ		～ rpm	○	○		○			部品 洗淨槽	縦 mm 横 mm 深さ mm	○	○	○	○	○	○		
×□ タイミン グ・ライ ト			○															

- (注) ※ 二輪自動車に不要
 ◎ 二輪自動車及び小型三輪自動車に不要
 × ガソリン、LPGを燃料とする原動機を搭載した自動車の点検を行わない事業場に不要
 △ カタピラを有する大型特殊自動車に不要
 □ 内燃機関の点検を行わない事業場にあつては不要

(日本工業規格A列3番)

(3) 事業場平面図

工場名	工場平面図	付近見取り図			
作業場面積					
作業場別	平滑	算出方法	面積		
車両整備作業場	○		㎡		
点検整備作業場	○		㎡		
部品整備作業場	○		㎡		
車両置場			㎡		
その他					
作業場高さ					
車両整備作業場					m
点検整備作業場					m
確認年月日			確認者印		

(4) 工員名簿

工員名簿

届出者の氏名
又は名称



工員番号	氏名	生年月日	自動車工		整備士合格	
			いずれかを○で囲む		合格年月日	証書番号
1			整備主任者	2級整備士		
			3級整備士	その他		
2			整備主任者	2級整備士		
			3級整備士	その他		
3			整備主任者	2級整備士		
			3級整備士	その他		
4			整備主任者	2級整備士		
			3級整備士	その他		
5			整備主任者	2級整備士		
			3級整備士	その他		

(5) 住居表示確認書

㊞

平成 年 月 日

近畿運輸局長 殿

事業者の住所

事業者氏名又は名称

㊞

住居表示確認書

今般、自動車分解整備事業者認証申請にあたり、下記の土地・建物の地番と、
住居表示番号について、同一であることを確認致します。

土地の地番 _____

建物の地番 _____

住居表示番号 _____

(6) 承諾書

承 諾 書

平成 年 月 日

私所有の土地(申請地)において、申請者が自動車分解整備事業を行うことを承諾します。

申請地 : _____
(所在地)

申請者 : _____ ⑩
(住所及び名称)

土地所有者 : _____ ⑩
(住所及び名称)

(7) 誓約書

近畿運輸局長 殿

平成 年 月 日

申請者住所 _____

事業場名 _____

代表者 _____ (印)

誓 約 書

今般、貴局に自動車分解整備事業の新規認証を _____
(事業場所在地)

に申請するにあたり、事業場の用途地域が _____
(用途区分)

に当たります。

仮に、近隣住民等からの苦情、トラブルが発生した場合は、当方で責任をもって解決
することはもちろん貴局には一切御迷惑をおかけしないことを誓約致します。

なお、当方で解決できない場合には、速やかに認証を返上致しますので、このたび
の認証申請につきまして、貴局の寛大なるご高配賜りますようお願い申し上げます。

(8) チェックシート

新規認証申請書類一覧表(必要書類のチェックにご利用ください)

	書類の名称等	内容説明
①	第1号様式 (自動車分解整備事業者認証申請書・整備主任者選任届)	申請者・申請工場などの現状を近畿運輸局に対して報告するための用紙です。
②	自動車整備士合格証書の写し または整備士手帳	申請事業場で工員として働く方で整備士の有資格者全員の証明が必要です。
③	従業員名簿 (任意)	工員として働く方全員の氏名、生年月日などを記載した名簿を添付していただきます。
④	第2号様式 (事業場機器一覧表)	認証工具にて説明した内容を記入していただきます。
⑤	CO・HC測定器の検査合格証等 (申請事業場に測定器が必要な場合に限る)	テストの検査合格証または基準適合性試験成績表または校正結果成績表の写しを添付していただきます。
⑥	事業場平面図	車両整備作業場・部品整備作業場・点検作業場・車両置場等の配置を記入していただきます。
⑦	申請事業場の写真 (書類審査合格後、現地調査します)	各作業場・車両置場は、白線(テープ等)で囲っていただき、工具を作業場に並べておいて下さい。
⑧	個人の場合：住民票または印鑑証明	近畿運輸局の審査(書類提出日)より発行日が3ヶ月以内のもので、コピーは不可。
	法人の場合：法人の商業登記簿謄本	
⑨	建築確認書や用途地域証明書など 建物用途・用途地域が確認できるもの	基本的に申請する工場の立地条件などを確認するのに提出いただいておりますが、建物の規模・地域などにより確認できないケースもあります。気になる場合は相談してください。 また、ガソリンスタンド内での申請になる場合は、所轄の消防署に対する届出書か承諾を得ている確認書を添付していただいております。
⑩	不動産登記簿謄本	申請工場の所在を確認するために、土地または建物の不動産登記簿謄本(現在事項証明書)を提出していただきます。近畿運輸局の審査(書類提出日)より発行日が3ヶ月以内のもので、コピーは不可。 <u>ただし、建築確認書などで所在が確認できる場合は、添付の必要はありません</u>
⑪	申請工場の住居表示番号 についての確認書	土地・建物の地名地番と住居表示番号が異なる場合、確認書の添付を求めています。
⑫	賃貸契約書・使用承諾書等	申請者と申請工場の所有者が異なる場合に賃貸契約書・使用承諾書等の書類を提出していただいておりますが、関連会社など繋がりが明らかな場合は添付不要な場合もありますので、相談して下さい。
⑬	誓約書	事業を健全に行う約束をして頂きます。

.....

〈6〉 掲げるもの

(1) 認証書

- 認証書は、認証取得後にお渡しします。
- 認証書は、事業場事務所内に掲示してください。

認 証 書

事業者名 ○○オート株式会社

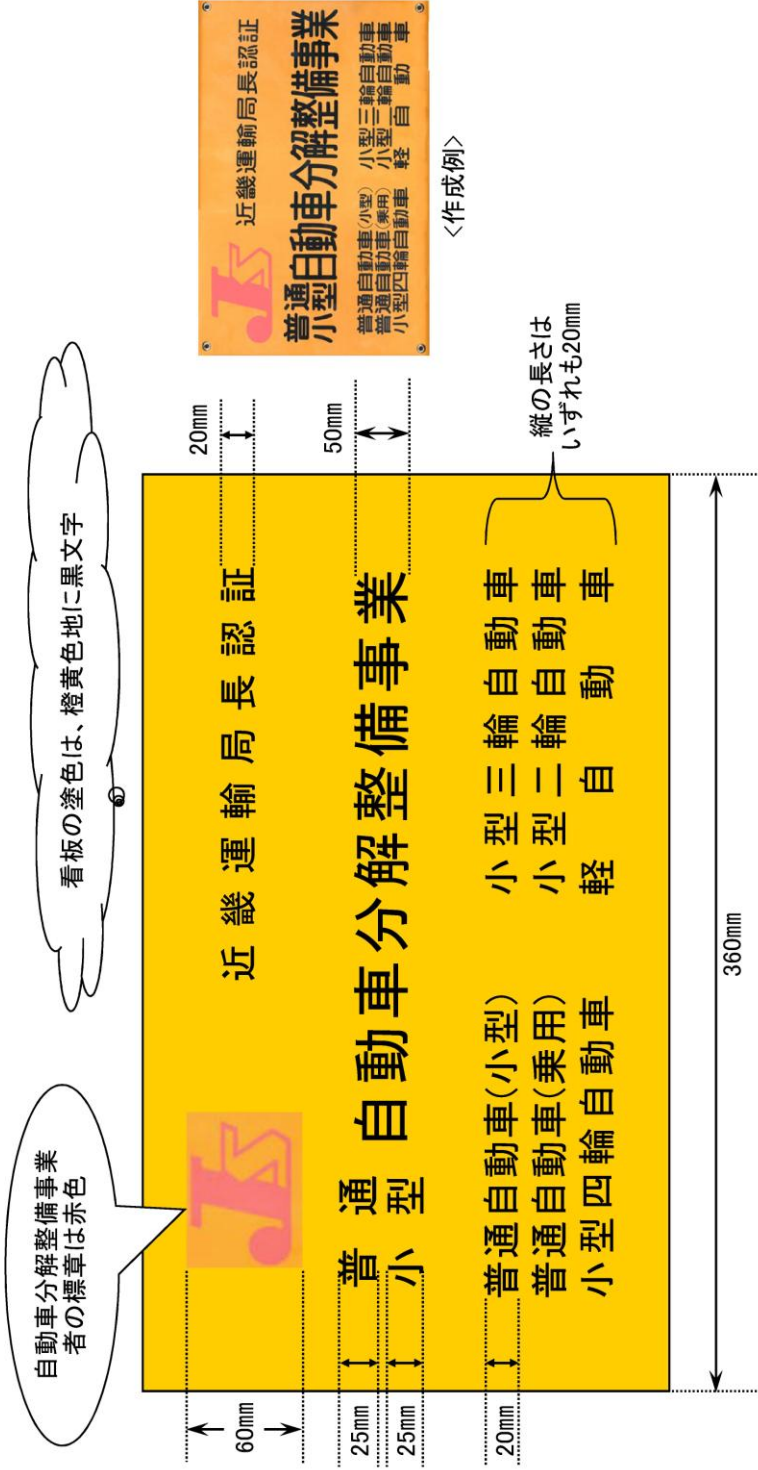
道路運送車両法第 80 条の規定により
次のとおり自動車分解整備事業を認証する

記

1. 事業場の名称 ○○モーターサービス
 2. 事業場の所在地 寝屋川市高宮栄町○○
 3. 自動車分解整備事業の種類
普通自動車分解整備事業
小型自動車分解整備事業
 4. 対象とする自動車の種類及び対象とする装置の種類等
大型特殊自動車 小型四輪自動車
普通自動車(大型) 小型三輪自動車
普通自動車(中型) 小型二輪自動車
普通自動車(小型) 軽自動車
普通自動車(乗用)
 5. 認証年月日 平成 ○年 ○月 ○日
 6. 認証番号 近運整認大第 ○○○○ 号
平成 ○年 ○月 ○日
- 近畿運輸局長 ○ ○ ○ ○

(2) 認証補償

- 認証の看板について <道路運送車両法第89条／道路運送車両法施行規則第62条> (ハ認証の例)
- ・ 看板は様式や大きさが定められています。
看板は、認証工場であることを外部の方に広く分かってもらうものですので、必ず掲げるようにしてください。
- ・ 看板を掲示せずに分解整備作業を続けたいと、行政処分の対象となりますので、注意してください。
- ・ 看板の様式・大きさは下図のとおりです。なお、看板は金属製又は樹脂製のものとしてください。



.....

〈7〉 自動車分解整備事業者の遵守事項等について [道路運送車両法第 90 条／第 91 条の 3]

自動車分解整備事業者の義務として、「自動車分解整備事業者は、分解整備を行う場合においては、当該自動車の分解整備に係る部分が保安基準に適合するようにならなければならない」と規定されています。

分解整備に該当する制動装置・動力伝達装置・かじ取り装置等 7 つの装置が保安基準に適合していれば分解整備が完了したことになり、保安基準に適合していない場合は、分解整備が完了していませんので、再整備が必要です。

自動車分解整備事業者の遵守事項は、道路運送車両法施行規則第 62 条の 2 の 2 に規定されています。

- ① 定期点検又は整備の作業を行う場合は、当該作業にかかる料金を掲示すること。
- ② 定期点検又は整備の作業を行う場合は、依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積書を交付すること。
- ③ 依頼者に対し、行っていない点検もしくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検もしくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。
- ④ 道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。
- ⑤ 事業場ごとに整備主任者を選任し、運輸支局長から整備主任者に対し研修を行う旨の通知を受けたときは、整備主任者に当該研修を受けさせること。
(認証取得後は、整備主任者の研修(法令研修と技術研修)を毎年受講しなければいけません。)
- ⑥ エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーが充てんされているフロン類を大気中に放出しないこと。
- ⑦ 分解整備記録簿を作成した場合は、整備主任者の欄に記録簿を確認した整備主任者の氏名を記入すること。

.....

〈8〉 参考

(1) 2級整備士になるには

◎ 2級自動車整備士

- ・ 2級ガソリン自動車整備
- ・ 2級ジーゼル自動車整備士
- ・ 2級自動車シャシ整備士
- ・ 2級二輪自動車整備士

○ 2級自動車シャシ整備士以外の場合、3級合格後、3年以上の実務経験が必要です。

○ 2級自動車シャシ整備士の場合、3級自動車整備士・自動車タイヤ整備士・自動車車体整備士合格後、2年以上の実務経験が必要です。

※2級自動車整備士(2級シャシ除く)取得方法

- ・ 3級整備士の合格日から3年以上実務の経験(整備経験)があれば自動車整備士技能検定試験受験資格、自動車整備技能登録試験受験資格(合格すれば検定試験の学科試験が免除となる)、二種養成施設入校資格(修了すれば検定試験の実技試験が免除となる)が得られますので、検定試験を受検し、学科・実技両方に合格するか、二種養成施設に入校し、学科・実技両方の免除(全部免除)で申請すれば、合格証書が交付されます。
- ・ 3級整備士をお持ちでない場合は専門学校又は職業訓練校に入り(一種養成施設)、修了すれば受験資格と実技試験の免除資格が得られます。その上で、同種の検定学科試験又は、登録試験に合格し、全部免除として申請すれば、合格証書が交付されます。

試験日程等の詳細は、運輸支局、養成施設等の担当者にお尋ね下さい。

(2) 自動車分解整備事業に関する手続き一覧表

申請等の原因	新規	追加申請等		変更										廃止等	整備主任者			再交付		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18		
	新規認証	認証の種類追加・変更	対象の自動車等の追加	事業者の氏名・名称	事業者の住所	事業場の所在地	事業場の名称(選任届記載事項)	法人役員の氏名	作業場の間口・奥行・面積	事業の相続	事業を合併	事業の分割	事業の譲渡	事業の廃止	認証の種類・対象自動車等の縮小	新規選任	氏名等の変更	解任	認証書の再交付	
必要な書類等	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	相続人	新法人	新法人	譲受人	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
申請者(届出者)																				
提出期間				30	30	30	15	30	30	30	30	30	30	30	30	15	15	15		
申請書の種類	新規申請書(第1号様式)	○	○	○																
	変更届(第1号様式)				○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					
	整備主任者選任届(第1号様式)	○	※1	※1												○				
	整備主任者変更届(第1号様式)																○			
	廃止届(第3号様式)													○						
	整備主任者解任届(第3号様式)		○	○										○				○		
	認証書再交付申請書(第4号様式)																			○
添付書類	自動車整備士合格証書等の写し	○	※1	※1												○				
	事業場機器一覧表(第2号様式)	○	○	○																
	一酸化炭素及び炭化水素測定器に係る技術上の基準に適合していることを証する書面	○	※2	※3	※3															
	事業場平面図	○	※4	※4		○			○											
	申請者が個人の場合、住民票等申請者を特定できる書面	○	○		○	○														
	申請者が法人の場合、商業登記簿謄本	○	○		○	○			○	○	○	○	○							
	事業上の建築確認、事業場の不動産登記簿謄本など所在を称する書面	○	※5	※5			○													
届出者が義務者であることが判る書面									○	○	○									
その他必要と認められる書面	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業譲渡印													○							
車両法第80条第1項第2号の確認印・証明印	○	○						○		○	○	○	○							
認証書の返付		○	○	○		○	○			○	○	○	○	○	○				○	

<備考> ※1 特定部品専門認証(二級シャシ整備士)から全部認証への追加・変更等に限る。 ※2 一酸化炭素及び炭化水素測定器が必要な事業場に限る。
 ※3 新規認証時と変更がなければ不要。 ※4 作業場等レイアウトの変更がある場合に限る。
 ※5 事業場の所在地に変更がある時に限る。

.....

(3) 工具の参考図

○ 工具の参考例

プレス
ゴムブッシュなどを圧入するときなどに用いる工具。
(二輪自動車に不要)



エア・コンプレッサー
空気圧縮機



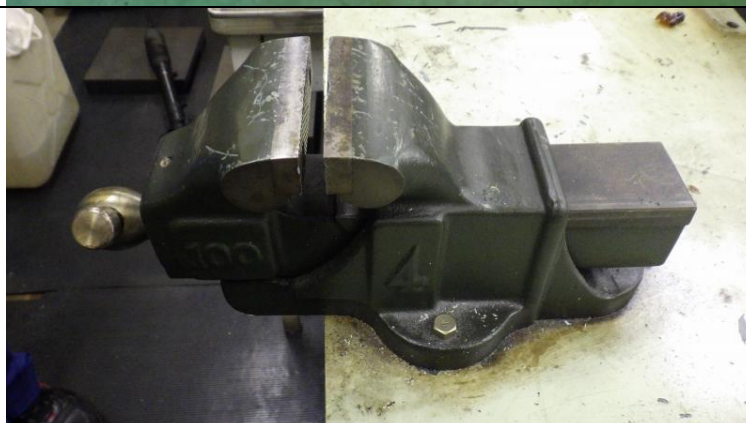
チェーン・ブロック
(二輪自動車に不要)



ジャッキ
(二輪自動車に不要)



バイス
部品等を加工するときに挟む工具。



充電器
バッテリーを充電する。



ノギス
部品の大きさを測定する工具。



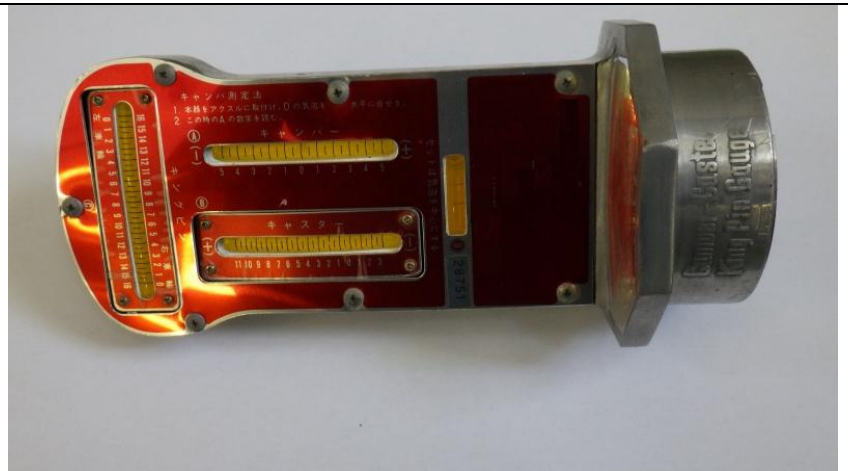
トルク・レンチ
ナットを規定トルクで締め付ける工具。



<p>サーキット・テスタ 電圧値、電流値を測定する。</p>		
<p>比重計 鉛バッテリー液の比重を測定する。</p>		
<p>コンプレッション・ゲージ シリンダーの圧縮圧力を測定する圧力測定器具 (内燃機関の点検を行わない事業場は不要)</p>		
<p>ハンディバキューム・ポンプ 自動車エンジンの負圧により作動する各装置のチェックを行う。</p>		
<p>エンジン・タコ・テスタ エンジンの回転数を測定する。</p>		

<p>タイミング・ライト エンジンの点火時期を測定する。 (ガソリン・LPG を燃料とする原動機を搭載した自動車の点検を行わない事業場に不要) (内燃機関の点検を行わない事業場は不要)</p>		
<p>シツクネス・ゲージ すきまを測定する。</p>		
<p>ダイヤル・ゲージ 微小な長さや変位などを精密にはかるために用いる器具。</p>		
<p>トーイン・ゲージ タイヤのトーインを測定する。 (二輪自動車及び小型三輪自動車に不要) (カタピラを有する大型特殊自動車に不要)</p>		

キャンバ・キャスト・ゲージ
ホイールのキャンバ・キャストを測定する。
(二輪自動車及び小型三輪自動車に不要)
(カタピラを有する大型特殊自動車に不要)



ターニング・ラジラス・ゲージ
ホイールの切れ角を測定する。
(二輪自動車及び小型三輪自動車に不要)
(カタピラを有する大型特殊自動車に不要)



タイヤ・ゲージ
タイヤの空気圧を測定する。
(カタピラを有する大型特殊自動車に不要)



検車装置
(二輪自動車に不要)



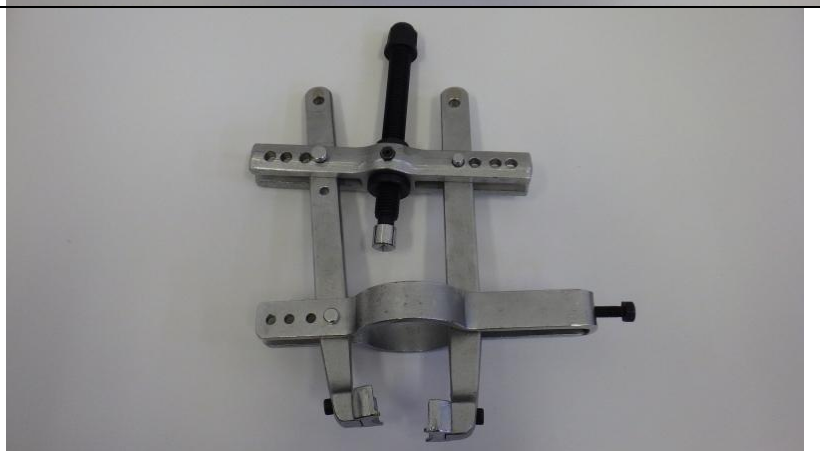
CO・HC 測定器
(ガソリン・LPG を燃料とする原動機を搭載した自動車の点検を行わない事業場に不要)
(内燃機関の点検を行わない事業場は不要)



ホイール・プーラ
ホイールハブの抜き取り及びドラムブレーキの取り外しに使用する工具。
(二輪自動車に不要)



ベアリング・レース・プーラ
ベアリングの脱着作業に用いる工具。
(二輪自動車に不要)



グリースガン又はシャシ・ルブリケーター
各部品にグリースを注入する工具。



部品洗浄槽



.....
(4) 管内運輸支局の問い合わせ先

管内運輸支局	連絡先
大阪運輸支局	072-822-4374
京都運輸支局	075-681-9764
神戸運輸監理部兵庫陸運部	078-453-1103
滋賀運輸支局	077-585-7252
奈良運輸支局	0743-59-2153
和歌山運輸支局	073-422-2153